

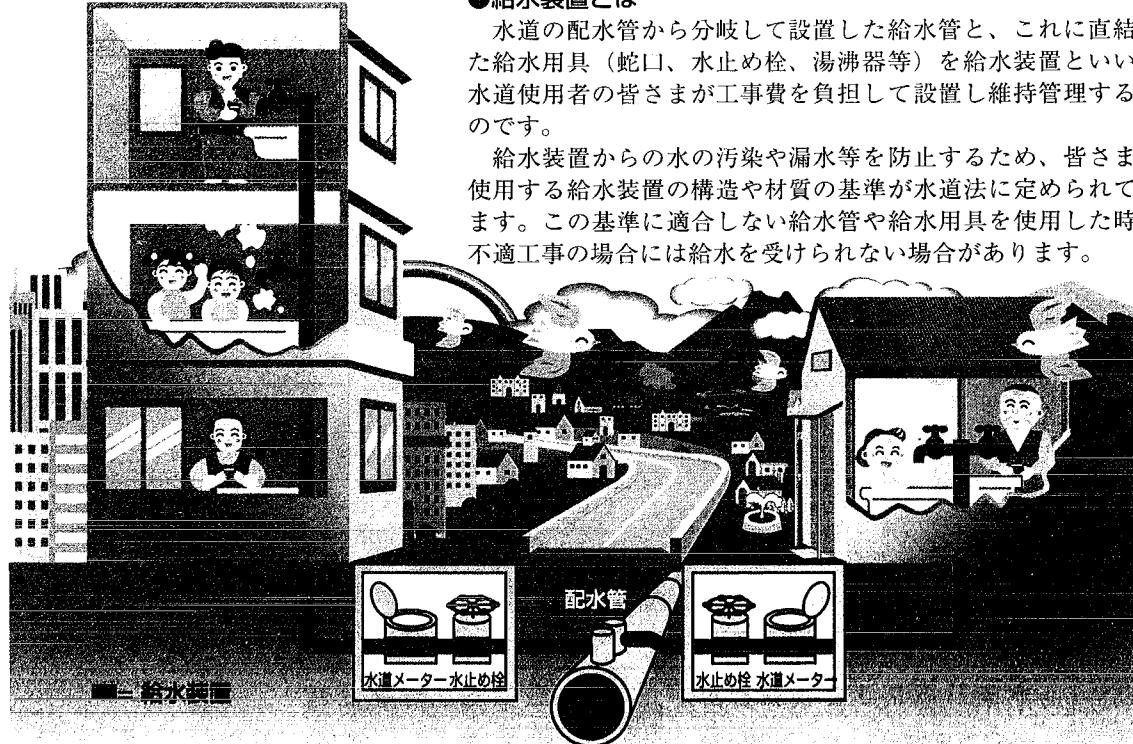


水道だより

冬期間も節水にご協力ください

冬の準備はもうお済みですか。毎年うっかり忘がちるのが水道の冬仕度です。この時期、寒波はいつ襲ってくるかわかりません。特に野外の水道は知らないうちに破裂していることが多く、トラブルを起こす原因となります。水道管もきちんと保護し、凍結から守りましょう。また、凍結防止のため、夜間でも水道を出しておられる家庭が多くなります。大切な水道水ですので、水量等に十分注意され節水にもご協力ください。

給水装置はあなたのものです



●給水装置とは

水道の配水管から分岐して設置した給水管と、これに直結した給水用具（蛇口、水止め栓、湯沸器等）を給水装置といい、水道使用者の皆さまが工事費を負担して設置し維持管理するもので

す。給水装置からの水の汚染や漏水等を防止するため、皆さまが使用する給水装置の構造や材質の基準が水道法に定められています。この基準に適合しない給水管や給水用具を使用した時や不適工事の場合には給水を受けられない場合があります。

●簡易専用水道について

三階建て以上の中高層の建物では、受水槽で一度水道水を受けることが多いのですが、こうした場合、受水槽から蛇口までの部分については、設置した人が責任をもって管理を行わなければなりません。特に、受水槽の容量が10m³を超えるものを簡易専用水道といい、1年に1回以上定期的に水槽を掃除とともに、厚生労働大臣の指定する者などの検査を受けなければなりません。

また、水道事業者は、配水を増圧するなどして、配水管と直結させ、受水槽を設けない方法としていくことも進めています。

●ああ、水が止まらない！

給水装置の仕組みを知つていればあわてることはあります。まず、水止め栓を廻して水を止めましょう。そのうえで故障の内容を点検し、水道事業者や指定給水装置工事事業者へ修理を依頼しましょう。なお、蛇口のこまパッキンの取り替えなどの簡単

な修理はご家庭でもできます。

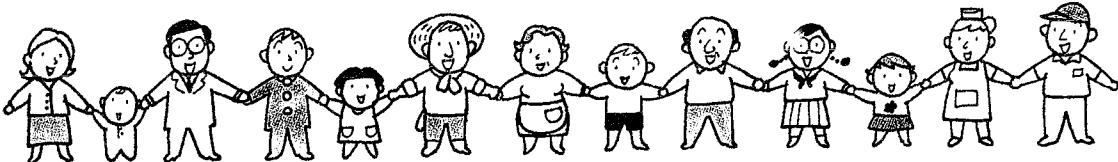
●給水装置工事の申し込みは

給水装置の工事は水道事業者が指定した指定給水装置工事事業者（旧指定水道工事店等）が水道使用者の皆さまの委託を受けて施工します。指定給水装置工事事業者には、国家資格を有する給水装置工事主任技術者がおり、安心です。

指定給水装置工事事業者が施工しない給水装置の場合は給水を受けられないことがあります。指定給水装置工事事業者の所在がわからない場合は、月潟村簡易水道（☎375-2312）にご相談ください。



みんなで考えよう!!「市町村合併」



「地域別懇談会」を開催します

村では、みなさんから「どうして、今、合併なのか？」「合併に伴うメリット・デメリット」「合併パターン比較」等合併問題についてより一層の理解を深めて頂くために下記の日程で「地域別懇談会」を開催します。

当日は、みなさんから多数のご意見・ご要望をお聞きし「村の将来」を考えていきたいと思います。

【地域別懇談会日程】

期 日	時 間	会 場	対 象 地 区
1月19日(土)	午 後 7 時 ~	就業改善センター	月潟
	午 前 9 時 ~	西萱場集落センター	西萱場
20日(日)	午後1時30分~	曲通多目的共同利用施設	上曲通、下曲通
	午 後 7 時 ~	西 公 民 館	東長島、釣寄、釣寄新
21日(月)	午 後 7 時 ~	木滑多目的共同利用施設	木滑
22日(火)	午 後 7 時 ~	大別当集落センター	大別当

○ぜひ、ご参加ください。

※「市町村合併に関する住民意識調査」の回答率は67.1%でした。

調査結果については、次号の広報つきがたで公表します。